

令和5年度武蔵野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 給水栓数 | 92,479栓 |
| (2) 年間総給水量 | 16,143,931立方メートル |
| (3) 1日平均給水量 | 44,109立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益	3,801,849	千円
第1項	営業収益	3,719,200	千円
第2項	営業外収益	82,647	千円
第3項	特別利益	2	千円

支 出

第1款	水道事業費	3,755,938	千円
第1項	営業費用	3,664,455	千円
第2項	営業外費用	90,481	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額595,112千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,627千円並びに減債積立金11,709千円並びに過年度分損益勘定留保資金128,969千円及び当年度分損益勘定留保資金405,807千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	309,228	千円
第1項	企業債	253,931	千円
第2項	固定資産売却代金	1	千円

第3項	負担金	55,296千円
	支 出	
第1款	資本的支出	904,340千円
第1項	建設改良費	612,914千円
第2項	企業債償還金	290,426千円
第3項	予備費	1,000千円
	(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	253,931千円	証書借入れ又は証券発行の方法による。 起債の時期は令和5年度とする。ただし、その全部又は一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0パーセント以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | | |
|-----|-------|-----------|
| (1) | 職員給与費 | 224,612千円 |
| (2) | 交際費 | 10千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、67,093千円と定める。

令和5年2月20日提出

東京都武蔵野市長 松下玲子